

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R7.2.13

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社菜花空調	令和7年2月13日～令和7年6月12日	4か月	粗雑工事等 (1か月以上 24か月以 内)	<p>当該業者は、本市が発注した「市内公立保育所エアコン保守点検業務委託（令和6年6月13日付け）契約締結」において、エアコンの洗浄が不十分であったことから、完了検査で不合格となったため、修補作業を要した。</p> <p>また、併せて、作業業務等委託契約書第5条第1項及び第6条第1項に違反し、「着手届」「業務工程表」「主任技術者通知書」等を提出しないまま業務を完了させたもの。</p> <p>このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱（以下、「指名停止要綱」という。）第2条に規定する別表措置要件第2（粗雑工事等）に該当する。</p>